

平成23年5月6日(金)

個人年金保険・一時払い終身保険の 新商品取り扱い開始について

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)では、お客さまの多様化する資産運用ニーズ・死亡保障ニーズにお応えするため、平成23年5月9日(月)から、積立期間と最低年金原資の保証割合が異なる2つのタイプから選べる変額個人年金保険「Happy Choice(ハッピーチョイス)」「(引受保険会社 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社)、死亡保障と資産形成のバランスがとれた一時払い終身保険「ふるは一とW」(引受保険会社 住友生命保険相互会社)の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

記

1 保険商品名

保険商品名	引受保険会社
Happy Choice(ハッピーチョイス) 目標設定特則付変額個人年金保険(10)	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
ふるは一とW 5年ごと利差配当付逦増終身保険(一時払い)	住友生命保険相互会社

※ 商品の詳細については、別紙「商品概要」をご参照ください。

2 保険商品の主な特徴

(1)「Happy Choice(ハッピーチョイス)」

- ①契約時に、積立期間および目標達成しなかった場合(目標値を設定しない場合も含む)の最低年金原資の保証割合が異なる2つのタイプ(「10年90%保証型」または「15年100%保証型」)からご選択いただけます。
- ②運用目標を「110%」、「120%」、「設定しない」からご選択いただくことができ、契約日から1年経過以後に目標達成した場合、運用成果を自動確保し、その翌日の1年後から年金のお受け取りを開始します。
- ③マーケット環境の変化に応じて投資割合を機動的に見直す特別勘定で運用し、安定的な資産の成長を目指します。株式は日米欧に加えて新興国(BRICs)も投資対象とします。

(2)「ふるは一とW」

- ①簡単な2項目の健康状態の告知と職業告知により、15~85歳までの幅広い世代の方にお申し込みいただけます。
- ②死亡保険金は、契約日から1年経過以降、所定の割合で毎年逦増し、一時払い保険料を上回る保障を準備できます。
- ③契約日から5年経過以降、将来の終身保障にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただくこともできます。

3 取扱開始日

平成23年5月9日(月)

4 取扱店

「Happy Choice(ハッピーチョイス)」は、本支店58カ店(ももたろう支店を除く)

「ふるは一とW」は、本支店57カ店(東京支店、ももたろう支店を除く)

以上

本件に関するお問い合わせ先	営業企画部 山本	TEL 086-221-1064
報道関係のお問い合わせ先	経営戦略室(広報担当) 藤岡・齋藤	TEL 086-221-1057

「Happy Choice(ハッピーチョイス)」商品概要

目標設定特則付変額個人年金保険 (10)

種 類		10年90%保証型	15年100%保証型
基本保険金額 (一時払保険料)		300万円以上5億円以下(1万円単位) ※同一被保険者で、本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の変額商品 のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることができません。	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～80歳	0歳～75歳
積立期間		10年	15年
積立期間満了時最低保証		基本保険金額の90%	基本保険金額の100%
年金種類と 年金支払 開始年齢 の範囲	目標達成した場合	確定年金	2歳～90歳
	目標達成 しなかった場合、 もしくは目標値を 設定しなかった 場合	確定年金	10歳～90歳 ※確定年金における最終年金支払日は、被保険 者の年齢が105歳以下であることが必要です。
		年金総額保証付 終身年金	50歳～90歳
		保証期間付終身年金	50歳～90歳
		保証期間付夫婦年金	50歳～90歳
保険料の払込方法		一時払のみ	
目標値の設定		110%、120% ※目標値を設定しないこともできます。	
諸費用	保険関係費	積立金額に対して年率3.0%	積立金額に対して年率3.2%
	資産運用関係費	特別勘定の資産残高に対して年率0.2%程度(消費税込)	
	解約控除	経過年数に応じて6.3%～0.7%	目標達成時に控除
		経過年数に応じて7%～0.7%	解約時・一部解約時に控除
年金管理費	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除	
クーリング・オフ制度		この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。	

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■市場リスクについて

この保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動（増減）するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■お客さまにご負担いただく費用について（この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。）

- ご契約時…………… ご契約時にご負担いただく費用はありません。
- 積立期間中…………… 保険関係費として、「10年90%保証型」の場合は積立金額に対して年率3.0%/365を、「15年100%保証型」の場合は積立金額に対して年率3.2%/365を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費＜＊＞として特別勘定の資産残高に対して年率0.2%程度（消費税込）/365を乗じた金額を毎日控除します。
- 年金支払期間中…………… 年金支払期間中に年金管理費として、年金額に対して1%を年金支払日に責任準備金から控除します。（遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。）
- 目標達成・解約・一部解約時…………… 契約日から1年経過以後目標達成した日までの年数、または契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて解約控除対象額（目標達成・解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額）に解約控除率（7%～0.7%）を乗じた金額（解約控除額）を積立金額から控除します。

＜＊＞資産運用関係費は管理報酬・販売報酬を記載しています。この他、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

■預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命保険を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

＜この保険のご検討にあたって特にご注意いただきたい事項＞

- この商品は、積立期間と最低年金原資の保証割合が異なる「10年90%保証型」と「15年100%保証型」の2種類を用意しており、ご契約時にいずれか一方をご選択いただけます。なお、契約日以後はご選択いただいた種類を変更することはできません。
- この商品の最低年金原資の保証は、積立期間満了をもって保証されるため、積立期間中に解約した場合、および定額年金に移行した場合にはありません。なお、「10年90%保証型」の場合は、「15年100%保証型」と比べ年金原資の保証割合が低く、基本保険金額の90%となります。そのため、「15年100%保証型」とは異なり年金支払開始日前日の積立金額が基本保険金額を下回っていた場合には、年金原資は払込まれた保険料を下回ることとなります。

※「Happy Choice(ハッピーチョイス)」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※目標設定特則付変額個人年金保険(10)「Happy Choice(ハッピーチョイス)」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.ms-primary.com>)をご覧ください。

商 品 概 要

保 險 会 社 名	住友生命保険相互会社										
商 品 名	ふるは一とW										
約 款 名 称	5年ごと利差配当付逡増終身保険（一時払い）										
商 品 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・満年齢 15 歳～85 歳まで申し込みができる。 ・簡単でわかりやすい 2 項目の健康状態の告知で申し込みができる。 ・契約時に死亡保険金額・解約返戻金額が確定する。 ・死亡保険金受取人は被保険者からみた続柄が「配偶者、子の配偶者または 3 親等以内の血族」の範囲内で指定できる。 										
加入年齢範囲と第 1 保険期間	15～49 歳：第 1 保険期間 10 年、 50～85 歳：第 1 保険期間 5 年										
給 付 内 容	時期	給付内容	給付金額								
	第 1 保険期間中	災害死亡保険金	第 2 保険期間の死亡保険金額と同額								
		死亡保険金	毎年一定割合で逡増(逡増率は以下のとおり※)								
	第 2 保険期間中	死亡保険金	一時払保険料を上回る死亡保険金額								
	全期間	解約返戻金	期間の経過とともに増加								
<p>※一時払い保険料に対する契約年齢ごとの逡増率</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">15～60 歳</td> <td style="width: 25%;">61～70 歳</td> <td style="width: 25%;">71～75 歳</td> <td style="width: 25%;">76～85 歳</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.5%</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> </table>				15～60 歳	61～70 歳	71～75 歳	76～85 歳	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%
15～60 歳	61～70 歳	71～75 歳	76～85 歳								
2.0%	1.5%	1.0%	0.5%								
取 扱 保 険 料	<ul style="list-style-type: none"> ・最低保険料：300 万円 ・最高保険料：15～49 歳 6,000 万円、50～60 歳 1 億 5,000 万円、61～70 歳 2 億円、71～85 歳 3 億円 										
付 加 で き る 特 約	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支払特約 I 型（遺族年金） 被保険者が亡くなった際の(災害)死亡保険金の全部または一部を一時金受取にかえて、確定年金として受け取ることができる。 ・年金支払移行特約 被保険者が生存している場合に、年金支払移行特約を付加することにより将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金で受け取ることができる。(契約日から 5 年以上経過している年単位の契約応当日に付加することができる。) 										
中 途 解 約	<p>解約返戻金は契約時に確定する。</p> <p>契約後一定期間は解約返戻金額が一時払い保険料を下回る。</p>										
告 知	健康状態の告知（2 項目）、職業告知										

（平成 23 年 5 月 6 日現在）